



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

### ○ 規則

\*181 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 （人事課）..... 1

### ○ 人事委員会規則

\*22 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 教育委員会規則

\*16 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 訓令

\*20 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令 （人事課）..... 3

## 規 則

### 和歌山県規則第181号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、<u>出産</u>、親族の死亡、交通機関の事故、<u>骨髄移植</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>2 無給の特別休暇は、<u>労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間、病気</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>3 略</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、親族の死亡、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>2 無給の特別休暇は、<u>出産</u>、<u>労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間、病気、骨髄移植</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>3 略</p>

### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(6)～(24) 略</p> <p>2 前項第4号、<u>第5号の2</u>及び第12号から第15号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする第1項第4号、<u>第5号の2</u>及び第12号から第15号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 1時間を単位として使用した特別休暇のうち、第1項第4号、<u>第5号の2</u>及び第12号から第15号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(24) 略</p> <p>2 前項第4号及び第12号から第15号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする第1項第4号、第12号、第13号及び第14号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 1時間を単位として使用した特別休暇のうち、第1項第4号及び第12号から第15号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第16号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月17日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則（令和元年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「条例」という。）<u>第20条の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めること</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「条例」という。）<u>第19条の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めること</u></p>

を目的とする。

（特別休暇）

第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡、交通機関の事故、骨髄移植その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

2 無給の特別休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間、病気その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

3 略

を目的とする。

（特別休暇）

第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、親族の死亡、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

2 無給の特別休暇は、出産、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間、病気その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

3 略

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第20号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（記録事項）</p> <p>第4条 勤務時間管理員は、各職員につき、次に定める事項を出勤簿に記録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特別休暇 勤務時間条例第14条に規定する休暇であって、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「勤務時間規則」という。）第14条第1項各号（同条第19号を除く。）に該当するため受けた休暇をいう。</p> <p>(4) 夏季休暇 勤務時間条例第14条に規定する休暇であって、勤務時間規則第14条第1項第19号に該当するため受けた休暇をいう。</p> <p>(5)～(18) 略</p>	<p>（記録事項）</p> <p>第4条 勤務時間管理員は、各職員につき、次に定める事項を出勤簿に記録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特別休暇 勤務時間条例第14条に規定する休暇であって、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「勤務時間規則」という。）第14条第1号から第14号まで及び第16号から第18号までに該当するため受けた休暇をいう。</p> <p>(4) 夏季休暇 勤務時間条例第14条に規定する休暇であって、勤務時間規則第14条第15号に該当するため受けた休暇をいう。</p> <p>(5)～(18) 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。